

政令第二百五十一号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表市町村の議会の議員又は長の選挙の項中「盛岡市」を

「盛岡市 上閉伊郡のうち大槌町
下閉伊郡のうち田野畑村
」に、

「岩手県のうち

陸前高田市 釜石市 下閉伊郡

「宮城県のうち
のうち山田町

宮城郡のうち松島町及び利府町
宮城県のうち

を

に改め、同表に次のように加

黒川郡のうち大郷町、富谷町
及び大衡村

塩竈市 多賀城市 宮城郡のうち
ち松島町、七ヶ浜町及び利府町

黒川郡のうち大郷町、富谷町
及び大衡村

える。

県の議会の議員又は長の選挙

岩手県

平成二十三年九月十一日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日として、岩手県の区域において行われる県の議会の議員又は長の選挙に係るもの等を定める必要があるからである。